

入札案件概要書

【 コンサル ・ **一般委託** ・ 物品 】

| | | | | |
|----------|--|--|---------------------|--|
| 件名 | 使用済み蛍光管収集運搬及び処理・処分委託 単価契約 | 契約番号 | 15 | |
| 履行期間 | 平成 29 年 6 月 1 日～平成 31 年 3 月 29 日 | | | |
| 履行場所 | 海老名市 本郷1番地の1他 | | | |
| 予定価格(税抜) | 非公表 | | | |
| 参加条件 | 参加の地域要件 | 第4区分 | 地域要件は入札公告で確認してください。 | |
| | 指定業種 | 410 廃棄物処理の請負 | 細目 | |
| | | | 細目 | |
| | 手持契約件数制限 | なし | | |
| | 低入札調査 基準価格 | 予定価格の50% 低入札調査基準価格については、告示第3号「8 低価格入札による履行確認調査」を参照してください。 | | |
| | 必要とする 資格等 | ・一般廃棄物処理施設設置許可を持つ中間処理施設を有していること。 ※条件付一般競争入札参加資格確認申込書送付時に一般廃棄物処理施設設置許可証の写しを併せてFAX送信すること。 | | |
| その他の要件 | | | | |
| 業務の概要 | 一般家庭から排出され、構成三市の処理施設に集められた使用済み蛍光管を、受注者の中間処理施設まで安全かつ、確実に運搬し、蛍光管に含まれるガラス・水銀・アルミ等の再資源化に努め、適正な処理を行うこと。 詳細は、使用済み蛍光管収集運搬及び処理・処分委託単価契約仕様書を参照してください。 入札は、1トン当たりの単価で行います。 入札額に、消費税及び地方消費税額は含みません。 契約は、1トン当たりの単価で行い、消費税及び地方消費税額は含みません。 ※入札書、委任状は別添の様式を使用してください。 | | | |

条件付一般競争入札参加資格確認申込書

平成 年 月 日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿

認 定 番 号

所 在 地

商号又は名称

代表者職氏名

担 当 者 名

電 話 番 号

e-mailアドレス

F A X 番 号

使 用 印

入札に参加したいので、次のとおり申します。
なお、この参加申込書及び添付書類の全ての記載事項は、事実と相違ありません。

契約番号 15

件 名 使用済み蛍光管収集運搬及び処理・処分委託単価契約

（ 高座清掃施設組合 総務課 契約担当
e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp
F A X : 046-238-6010 ）

※通信欄（二日以内に返信します。）

- 申込書を受け付けました。「条件付一般競争入札参加資格確認通知書」は、審査後電子メール又はFAXで送付します。
- 書類が不足しています。入札公告等を確認して再申請してください。
- _____

| 組合の確認（記入不要） | | |
|-------------|-------------|--|
| 地 域 | 第4区分 | |
| 業 種 | 410廃棄物処理の請負 | |
| 評 点 | | |
| そ の 他 | | |

契約番号

15

入札書

平成 29 年 5 月 22 日

高座清掃施設組合
組合長 内野 優 殿

住 所
商号又は名称
代表者職氏名
代理人氏名

印
印

高座清掃施設組合契約規則を堅く守り、次の金額
で入札します。

| | |
|-----|------------------------------|
| 件 名 | 使用済み蛍光管収集運搬及び処理・処分委託 単価契約 |
| 単 価 | 円/トン |

- (注) 1. 金額は、消費税及び地方消費税額を除いた額を記入してください。
2. 金額は、アラビア数字で記入してください。
なお、金額の訂正したものは無効とします。
3. 入札の際は、入札書を二つ折りにして入札箱に投函してください。



契約番号

15

委任状

平成 29 年 5 月 22 日

高座清掃施設組合

組合長 内野 優 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者職氏名

印

件 名 使用済み蛍光管収集運搬及び処理・処分委託単価契約

今般私は、次の者を代理人と定め、上記の件に関する入札の一切の権限を委任します。

| 代理人氏名 | 被委任者印鑑 |
|-------|--------|
| | |



質 問 書

高座清掃施設組合契約担当 殿

設計図書に関して、質疑がある場合は質疑内容を記載し、電子メール又はFAXで送信してください。

○ 送信日時 : 入札公告を確認してください。

○ 送信先 : 高座清掃施設組合 総務課 契約担当

e-mail : keiyaku@kouzaseisou-kanagawa.jp

F A X : 046-238-6010

○ 回 答 : ホームページに順次掲載します。

| | | | |
|--------|--|------------|--|
| 認定番号 | | 電話番号 | |
| 所在地 | | e-mailアドレス | |
| 商号又は名称 | | F A X 番号 | |
| 代表者職氏名 | | 担当者名 | |

| | |
|---------|--------------------------|
| 契約番号 | 15 |
| 契約件名 | 使用済み蛍光管収集運搬及び処理・処分委託単価契約 |
| 質 疑 内 容 | |
| | |

使用済み蛍光管収集運搬及び処理・処分委託単価契約 仕様書

1. 契約件名

使用済み蛍光管収集運搬及び処理・処分委託単価契約

2. 履行場所

海老名市本郷1番地の1他

3. 契約期間

平成29年6月1日から平成31年3月29日まで

4. 予定数量及び単価

(1) 予定数量

平成29年度 50 t

平成30年度 60 t 計110t

(2) 収集運搬及び処理・処分単価はトン当たりとする。また、収集運搬及び処理・処分量の基礎となる数値は、発注者の計量器によるトン当たりの小数点第2位までとする。

5. 蛍光管

使用済み蛍光管(以下「蛍光管」という。)は、一般家庭から排出された、直管、丸管、異形管、ボール管等の種類のものを指す。

6. 委託条件

- (1) 蛍光管の処理及び資源化のための一般廃棄物処理施設設置許可を持つ中間処理施設(以下「処理施設」という。)を有していること。
- (2) 受注者は、発注者に一般廃棄物処理施設設置許可証の写しを提出すること。
- (3) 蛍光管を再資源化する場合は、国内で一連の再生工程を完結するものとし、製品となる前の段階で国外に輸出しないこと。
- (4) 受注者は、蛍光管等に含まれる水銀等の処理に関して、発注者に水銀を適正処理していることを示す書類を提出すること。

7. 委託業務内容

- (1) 受注者は、本仕様書に定める条件に基づき、高座清掃施設組合（以下「発注者」という。）の指定する保管場所（以下「保管場所」という。）から搬出される蛍光管を受注者の有する処理施設まで安全かつ確実に運搬すること。
- (2) 受注者は、処理施設において、蛍光管に含まれるガラス・水銀・アルミ等の再資源化に努め、適正な中間処理を行うこと。

8. 蛍光管の状態

処理施設に運搬される蛍光管は未破砕のものを原則とする。

保管場所で破砕した状態の蛍光管は、密封されたドラム缶に保管して処理施設に運搬するものとする。

9. 保管容器

- (1) 受注者は、蛍光管を保管場所に保管するための容器（以下「保管容器」という。）として、次に掲げるものを、発注者に無償貸与するものとする。
 - ① 保管容器は、受注者が処理施設に運搬するための車両（以下「運搬車両」という。）に、そのまま積込むことが可能で、保管時及び運搬時に、蛍光管が破損しない強固なものとする。
 - ② 保管容器は、折りたたみが可能なものとする。
 - ③ 保管容器の大きさは、40W直管の蛍光灯が入るものとする。
- (2) 受注者は、発注者が希望する保管容器の数量を用意するものとする。

10. 積込み

保管容器を、受注者の運搬車両へ積込む作業（以下、「積込み」という。）は、発注者が委託する業者（以下「積込み業者」という。）が行うことを基本とする。

11. 搬出

- (1) 積込みと搬出に係る一連の作業（以下「搬出」という。）における日程及び時間については、次に掲げるとおりとする。
 - ① 搬出は、祝日を除く月曜日から金曜日までに行い、日程は発注者と受注者とで調整し、決定するものとする。ただし年末年始の日程については発注者と受注者で協議を行うものとする。
 - ② 搬出は、原則として8時30分から16時30分までの間に行うものとする。

- (2) 搬出時の計量については、発注者指定場所の計量器によって測定するものとし、計量方法については発注者及び積込み業者の指示に従うものとする。
- (3) いかなる場合でも、過積載は認めないものとする。
- (4) 搬出時に、受注者は搬出する保管容器と同数の保管容器を発注者に貸与するように努めること。

12. 運搬

- (1) 保管容器の運搬には、発注者指定場所の計量器によって計量が可能な車両を使用すること。(計量可能重量:25tまで、計量器積載面寸法:縦6.5m、横2.7m)
- (2) 保管容器の運搬に使用する車両については、複数台有していること。
- (3) 保管場所から処理施設まで運搬を行う際には、蛍光管が飛散しないための措置をとること。

13. 業務報告書等

受注者は、蛍光管の中間処理が完了したのち、処理量を明記した一般廃棄物処理伝票により業務実績を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

14. 法令等の遵守

- (1) 委託業務の実施にあたって「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「道路交通法」、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律(施行日以降)」その他関係法令を遵守すると共に第三者に危害又は迷惑をかけないように業務を遂行すること。
- (2) 神奈川県環境基本条例第3条(基本理念)及び第5条(事業者の責務)に則り、かつ環境関係法令等を遵守し、環境に配慮した業務を遂行すること。

15. その他

本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書の条項について疑義が生じた場合は、高座清掃施設組合契約規則及び関係法令によるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。